

## **[事案 27-116] 契約無効請求**

・平成 28 年 2 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

不十分な説明および強引な勧誘を受けて契約したこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 3 月に契約した年金保険および終身保険について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に契約内容の説明はなく、メリット・デメリットも聞かされていない。
- (2) 契約時に自分の父親と連絡がつかなかったところ、認知症である祖母を受取人とするように言われるなど、強引な勧誘と不適切な説明を受けた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約時、設計書・パンフレット等を交付して、保険内容を十分に説明した。
- (2) 受取人はいつでも変更できる旨を申立人に伝えたところ、申立人自身が、祖母と決めた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社による説明義務違反は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。